

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和５年８月２５日（令和５年（行情）諮問第７２６号及び同第７２７号）、同年１１月１６日（同第１０３４号）、同年１２月１４日（同第１１３９号）及び令和７年７月３日（令和７年（行情）諮問第７４８号ないし同第７５０号）

答申日：令和７年１１月１２日（令和７年度（行情）答申第５４３号、同第５４４号、同第５４８号、同第５４９号及び同第５５６号ないし同第５５８号）

事件名：重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に係る件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）ないし（7）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書7」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる231文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が令和3年8月26日付け防官文第14662号、同年10月28日付け同第18267号、同年12月27日付け同第21989号、令和4年3月7日付け同第3639号、同年5月12日付け同第9283号、同年7月19日付け同第13772号及び同年9月21日付け同第17890号により行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分7」という。）並びに令和4年6月29日付け同第12632号、同年8月31日付け同第16529号、同年11月2日付け同第20704号、令和5年3月8日付け同第4562号、同年5月18日付け同第10779号、同年7月21日付け同第15798号及び同年9月22日付け同第19885号により行った各一部開示決定（以下、順に「原処分8」ないし「原処分14」といい、原処分1ないし原処分14を併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）原処分1に係る審査請求書（令和7年諮問第748号）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）〔別紙1（略）〕である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決

定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２で説明されているもの（略））及びプロパティ情報（別紙３で説明されているもの（略））が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が存在しないものについても、特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成２４年度（行情）答申第３６５号及び第３６７号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）を

すること」を求めるものである。

- (2) 原処分2及び原処分3に係る審査請求書（令和7年諮問第749号及び同第750号）

ア及びイ 上記（1）ア及びイと同旨。

ウ 上記（1）ウとおおむね同旨。

エないしカ 上記（1）エないしカと同旨。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

- (3) 原処分4に係る審査請求書（令和5年諮問第726号）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 上記（1）カと同旨。

カ 上記（2）キと同旨。

- (4) 原処分5に係る審査請求書（令和5年諮問第727号）

ア 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 上記（1）カと同旨。

ウ 上記（2）キと同旨。

- (5) 原処分6及び原処分8に係る審査請求書（令和5年諮問第1034号及び令和7年諮問第748号）

ア及びイ 上記（1）ア及びイと同旨。

ウ 上記（1）ウとおおむね同旨。

エ 上記（1）エと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被服が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」

になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（１）オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

ケ 上記（２）キと同旨。

（６）原処分７に係る審査請求書（令和５年諮問第１１３９号）

アないしエ 上記（１）アないしエと同旨。

オ及びカ 上記（５）オ及びカと同旨。

キ 上記（１）カと同旨。

ク 上記（２）キと同旨。

（７）原処分９、原処分１２及び原処分１３に係る審査請求書（令和７年諮問第７４９号、令和５年諮問第７２７号及び同第１０３４号）

アないしエ 上記（１）アないしエとおおむね同旨。

オ及びカ 上記（５）オ及びカと同旨。

キ 上記（１）オと同旨。

ク 上記（５）クと同旨。

ケ 上記（２）キと同旨。

（８）原処分１０、原処分１１及び原処分１４に係る審査請求書（令和７年諮問第７５０号、令和５年諮問第７２６号及び同第１１３９号）

アないしエ 上記（１）アないしエと同旨。

オ及びカ 上記（５）オ及びカと同旨。

キ 上記（１）オと同旨。

ク 上記（５）クと同旨。

ケ 上記（２）キと同旨。

第３ 諮問庁の説明の概要

１ 経緯

（１）原処分１及び原処分８について（令和７年諮問第７４８号）

本件開示請求は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書１ないし文書４５、文書５１ないし文書１７６、文書１７８ないし文書１８９及び文書１９２ないし文書１９５の１８７文書（以下「本件対象文書１」という。）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和３年８月２６日付け防官文第１４６６２号により、本件対象文書１のうち、文書１及び文書２について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、令和４年６月２９

日付け防官文第12632号により、本件対象文書1のうち、文書3ないし文書45、文書51ないし文書176、文書178ないし文書189及び文書192ないし文書195（185文書）について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分8に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年10か月及び約2年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）原処分2及び原処分9について（令和7年諮問第749号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書3ないし文書47、文書51ないし文書190及び文書192ないし文書195の189文書（以下「本件対象文書2」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年10月28日付け防官文第18267号により、本件対象文書2のうち、文書52について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和4年8月31日付け防官文第16529号により、本件対象文書2のうち、文書3ないし文書47、文書51、文書53ないし文書190及び文書192ないし文書195（188文書）について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分9）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分9に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2及び原処分9に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年7か月及び約2年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（3）原処分3及び原処分10について（令和7年諮問第750号）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書3ないし文書51及び文書53ないし文書195の192文書（以下「本件対象文書3」とい

う。)を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 3 年 12 月 27 日付け防官文第 21989 号により、本件対象文書 3 のうち、文書 53 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 3）を行った後、令和 4 年 11 月 2 日付け防官文第 20704 号により、本件対象文書 3 のうち、文書 3 ないし文書 51 及び文書 54 ないし文書 195（191 文書）について、法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 10）を行った。

本件審査請求は、原処分 3 及び原処分 10 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 3 及び原処分 10 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 3 年 4 か月及び約 2 年 6 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(4) 原処分 4 及び原処分 11 について（令和 5 年諮問第 726 号）

本件開示請求は、本件請求文書 4 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 3 ないし文書 51、文書 54 ないし文書 196 の 192 文書（以下「本件対象文書 4」という。）を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 4 年 3 月 7 日付け防官文第 3639 号により、本件対象文書 4 のうち、文書 56 について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分（原処分 4）を行った後、令和 5 年 3 月 8 日付け防官文第 4562 号により、本件対象文書 4 のうち、文書 3 ないし文書 51、文書 54、文書 55 及び文書 57 ないし文書 196 について、法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 11）を行った。

本件審査請求は、原処分 4 及び原処分 11 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 4 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 4 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(5) 原処分 5 及び原処分 12 について（令和 5 年諮問第 727 号）

本件開示請求は、本件請求文書５の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書３ないし文書５１、文書５４、文書５５及び文書５７ないし文書１９８の１９３文書（以下「本件対象文書５」という。）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和４年５月１２日付け防官文第９２８３号により、本件対象文書５のうち、文書５７について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分５）を行った後、令和５年５月１８日付け防官文第１０７７９号により、本件対象文書５のうち、文書３ないし文書５１、文書５４、文書５５及び文書５８ないし文書１９８について、法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１２）を行った。

本件審査請求は、原処分５及び原処分１２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分５に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年２か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（６）原処分６及び原処分１３について（令和５年諮問第１０３４号）

本件開示請求は、本件請求文書６の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書３ないし文書５１、文書５４、文書５５及び文書５８ないし文書２１２の２０６文書（以下「本件対象文書６」という。）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和４年７月１９日付け防官文第１３７７２号により、本件対象文書６のうち、文書３ないし文書３８、文書５８及び文書１９９ないし文書２１１について、法５条１号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分６）を行った後、令和５年７月２１日付け防官文第１５７９８号により、本件対象文書６のうち、文書３９ないし文書５１、文書５４、文書５５、文書５９ないし文書１９８及び文書２１２について、法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１３）を行った。

本件審査請求は、原処分６及び原処分１３に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分６に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年３か月を

要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(7) 原処分7及び原処分14について（令和5年諮問第1139号）

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書39ないし文書51、文書54、文書55、文書59ないし文書198及び文書212ないし文書231の175文書（以下「本件対象文書7」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年9月21日付け防官文第17890号により、本件対象文書7のうち、文書59、文書192ないし文書195及び文書213ないし文書228について、法5条6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った後、令和5年9月22日付け防官文第19885号により、本件対象文書7のうち、文書39ないし文書51、文書54、文書55、文書60ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212及び文書229ないし文書231について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分14）を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分14に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分7に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分8について（令和7年諮問第748号）

ア 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分8においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書１のほかには本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

ウ 審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

エ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１及び原処分８を維持することが妥当である。

(２) 原処分２及び原処分９について（令和７年諮問第７４９号）

アないしエ 上記（１）アないしエと同旨。ただし、「原処分８」とあるのを「原処分９」、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書２」、「原処分１及び原処分８」とあるのを「原処分２及び原処分９」と読み替える。

(３) 原処分３及び原処分１０について（令和７年諮問第７５０号）

アないしエ 上記（１）アないしエと同旨。ただし、「原処分８」とあるのを「原処分１０」、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書３」、「原処分１及び原処分８」とあるのを「原処分３及び原処分１０」と読み替える。

(４) 原処分４及び原処分１１について（令和５年諮問第７２６号）

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法２条２項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

エ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開

示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分4を行ったものである。

オ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

カ 上記(1)アと同旨。ただし、「原処分8」とあるのを「原処分11」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書4」と読み替える。

キ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分11において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ク 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書4は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

ケ 上記(1)イと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書4」と読み替える。

コ 上記(1)エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分8」とあるのを「原処分4及び原処分11」と読み替える。

(5) 原処分5及び原処分12について(令和5年諮問第727号)

ア 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、原処分5及び原処分12において電磁的記録を特定している。

イ及びウ 上記(4)エ及びオと同旨。ただし、「原処分4」とあるのを「原処分5」と読み替える。

エ及びオ 上記(4)ア及びイと同旨。

カ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書5と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

キ 上記(1)アと同旨。ただし、「原処分8」とあるのを「原処分12」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書5」と読み替える。

ク及びケ 上記（４）キ及びクと同旨。ただし、「原処分１１」とあるのを「原処分１２」、「本件対象文書４」とあるのを「本件対象文書５」と読み替える。

コ 上記（１）イと同旨。ただし、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書５」と読み替える。

サ 上記（１）エと同旨。ただし、「原処分１及び原処分８」とあるのを「原処分５及び原処分１２」と読み替える。

（６）原処分６及び原処分１３について（令和５年諮問第１０３４号）

アないしウ 上記（４）アないしウと同旨。

エ 上記（１）アと同旨。ただし、「原処分８」とあるのを「原処分６及び原処分１３」、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書６」と読み替える。

オ及びカ 上記（４）キ及びクと同旨。ただし、「原処分１１」とあるのを「原処分６及び原処分１３」、「本件対象文書４」とあるのを「本件対象文書６」と読み替える。

キ 上記（１）イと同旨。ただし、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書６」と読み替える。

ク 上記（４）オと同旨。

ケ 上記（１）エと同旨。ただし、「原処分１及び原処分８」とあるのを「原処分６及び原処分１３」と読み替える。

（７）原処分７及び原処分１４について（令和５年諮問第１１３９号）

アないしウ 上記（４）アないしウと同旨。

エ 上記（１）アと同旨。ただし、「原処分８」とあるのを「原処分７及び原処分１４」と読み替える。

オ 上記（４）キと同旨。ただし、「原処分１１」とあるのを「原処分７及び原処分１４」と読み替える。

カ及びキ 上記（４）エ及びオと同旨。ただし、「原処分４」とあるのを「原処分７」と読み替える。

ク 上記（４）クと同旨。ただし、「本件対象文書４」とあるのを「本件対象文書７」と読み替える。

ケ 上記（１）イと同旨。ただし、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書７」と読み替える。

コ 上記（１）エと同旨。ただし、「原処分１及び原処分８」とあるのを「原処分７及び原処分１４」と読み替える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和５年８月２５日 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第７２

- 6号及び同第727号)
 ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
 ③ 同年9月8日 審議(同上)
 ④ 同年11月16日 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第1034号)
 ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
 ⑥ 同年12月8日 審議(同上)
 ⑦ 同月14日 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第1139号)
 ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
 ⑨ 令和6年1月11日 審議(同上)
 ⑩ 令和7年7月3日 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第748号ないし同第750号)
 ⑪ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
 ⑫ 同月23日 審議(同上)
 ⑬ 同年10月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議(令和5年(行情)諮問第726号、同第727号、同第1034号、同第1139号及び令和7年(行情)諮問第748号ないし同第750号)
 ⑭ 同年11月5日 令和5年(行情)諮問第726号、同第727号、同第1034号、同第1139号及び令和7年(行情)諮問第748号ないし同第750号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、諮問庁は原処分1ないし原処分5に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書１については、請求文言にいう「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和３年法律第８４号。以下「重要土地等調査法」という。）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書として、別紙の２に掲げる文書１ないし文書４５、文書５１ないし文書１７６、文書１７８ないし文書１８９及び文書１９２ないし文書１９５を特定した。

イ 本件請求文書２については、「防官文第１４６６２号（２０２１．６．２９－本本Ｂ６４５）で「残りの部分」」及び「当該請求（２０２１．６．２９－本本Ｂ６４５）の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書１に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書１の開示請求受付日の翌日である令和３年６月３０日から本件請求受付日である令和３年８月３０日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の２に掲げる文書３ないし文書４５、文書５１ないし文書１７６、文書１７８ないし文書１８９及び文書１９２ないし文書１９５を特定し、後者に該当するものとして、文書４６、文書４７、文書１７７及び文書１９０を特定した。

ウ 本件請求文書３については、「防官文第１８２６７号（２０２１．８．３０－本本Ｂ１２４４）で「残りの部分」」及び「当該請求（２０２１．８．３０－本本Ｂ１２４４）の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書２に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書２の開示請求日の翌日である令和３年８月３１日から本件請求受付日である令和３年１１月４日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の２に掲げる文書３ないし文書４７、文書５１、文書５３ないし文書１９０及び文書１９２ないし文書１９５を特定し、後者に該当するものとして、文書４８ないし文書５０及び文書１９１を特定した。

エ 本件請求文書４については、「防官文第２１９８９号（２０２１．１１．４－本本Ｂ１６７１）で「残りの部分」」及び「当該請求（２０２１．１１．４－本本Ｂ１６７１）の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書３に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書３の開示請求日の翌日である令和３年１１月５日から本件請求受付日である令和４年１月６日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の２に掲げる文書３ないし文書５１及び文書５４ないし

文書195を特定し、後者に該当するものとして、文書196を特定した。

オ 本件請求文書5については、「防官文第3639号（2022. 1. 6－本本B2153）で「残りの部分」」及び「当該請求（2022. 1. 6－本本B2153）の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書4に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書4の開示請求日の翌日である令和4年1月7日から本件請求受付日である令和4年3月14日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書3ないし文書51、文書54、文書55及び文書57ないし文書196を特定し、後者に該当するものとして、文書197及び文書198を特定した。

カ 本件請求文書6については、「防官文第9283号（2022. 3. 14－本本B2829）で「残りの部分」」及び「当該請求（2022. 3. 14－本本B2829）の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書5に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書5の開示請求日の翌日である令和4年3月15日から本件請求受付日である令和4年5月18日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書3ないし文書51、文書54、文書55及び文書58ないし文書198を特定し、後者に該当するものとして、文書199ないし文書212を特定した。

キ 本件請求文書7については、「防官文第13772号（2022. 5. 18－本本B278）で「残りの部分」」及び「当該請求（2022. 5. 18－本本B278）の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書6に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書6の開示請求日の翌日である令和4年5月19日から本件請求受付日である令和4年7月26日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書39ないし文書51、文書54、文書55、文書59ないし文書198及び文書212を特定し、後者に該当するものとして、文書213ないし文書231を特定した。

ク 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

ケ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アないしキの本件対象文書の特定方法

に問題はなく、上記（１）クの探索結果及び上記（１）ケの保管状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- （１）別表の番号１ないし番号６に掲げる部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- （２）別表の番号７及び番号８に掲げる部分について

ア 別表の番号７及び番号８に掲げる部分には、質問議員の質問の趣旨や理由など公表されていない議員の活動に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

当該不開示部分は、質問議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、質問議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することができず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- （３）別表の番号９、番号１０及び番号１２に掲げる部分には、重要土地等調査法に基づく区域指定に係る防衛省・自衛隊内の未成熟な検討内容及び関係省庁との調整状況等が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、重要土地等調査法に基づく区域指定に係る政府の考え方や将来の方針等について無用な誤解や憶測を招くなど、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号11に掲げる部分について

ア 別表の番号11に掲げる部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、公にしないことを前提とした米国政府との協議に関する情報である。

当該部分を公にした場合、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

イ 上記アで諮問庁が説明するとおり、当該不開示部分には、米軍施設等についての米国政府との協議に関する情報が記載されていることが認められる。

これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分を公にすれば、米国との信頼関係が損なわれ、我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (令和7年(行情)諮問第748号)

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書フィル等に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書2 (令和7年(行情)諮問第749号)

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書フィル等に綴られた文書の全てのうち防官文第14662号(2021.6.29-本本B645)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2021.6.29-本本B645)の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書3 (令和7年(行情)諮問第750号)

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書フィル等に綴られた文書の全てのうち防官文第18267号(2021.8.30-本本B1244)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2021.8.30-本本B1244)の後に綴られた文書の全て。

(4) 本件請求文書4 (令和5年(行情)諮問第726号)

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書フィル等に綴られた文書の全てのうち防官文第21989号(2021.11.4-本本B1671)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2021.11.4-本本B1671)の後に綴られた文書の全て。

(5) 本件請求文書5 (令和5年(行情)諮問第727号)

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書フィル等に綴られた文書の全てのうち防官文第3639号(2022.1.6-本本B2153)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.1.6-本本B2153)の後に綴られた文書の全て。

(6) 本件請求文書6 (令和5年(行情)諮問第1034号)

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第9283号(2022.3.14-本本B2829)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.3.14-本本B2829)の後に綴られた文書の全て。

(7) 本件請求文書7 (令和5年(行情)諮問第1139号)

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第13772号（2022. 5. 18－本本B278）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022. 5. 18－本本B278）の後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

- 文書1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の解釈に関する質問主意書
- 文書2 参議院議員小西洋之君提出重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の解釈に関する質問に対する答弁書
- 文書3 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）事務連絡
- 文書4 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）概要
- 文書5 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）要綱
- 文書6 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）案文・理由
- 文書7 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）新旧対照表
- 文書8 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）参照条文
- 文書9 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）別添1 質問様式
- 文書10 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）別添2 意見様式
- 文書11 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）（修正）新旧対照表
- 文書12 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内照会用事務連絡
- 文書13 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内照会用事務連絡回答ひな型

- 文書 1 4 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 1
- 文書 1 5 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 2
- 文書 1 6 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 3
- 文書 1 7 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 4
- 文書 1 8 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 5
- 文書 1 9 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 6
- 文書 2 0 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 7
- 文書 2 1 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 8
- 文書 2 2 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 9
- 文書 2 3 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 1 0
- 文書 2 4 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答（質問あり 1）
- 文書 2 5 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答（質問あり 1）別紙
- 文書 2 6 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答（質問あり 2）
- 文書 2 7 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答（質問あり 2）別紙
- 文書 2 8 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）防衛省提出質問
- 文書 2 9 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）回答

- 文書 3 0 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）事務連絡
- 文書 3 1 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）要綱
- 文書 3 2 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）案文
- 文書 3 3 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）理由
- 文書 3 4 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）新旧対照表
- 文書 3 5 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）参照条文
- 文書 3 6 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）修正箇所一覧
- 文書 3 7 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）別添 1 質問様式
- 文書 3 8 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）別添 2 意見様式
- 文書 3 9 （副大臣用）令和 3 年 5 月 2 8 日（金）衆・内閣委 阿部知子（立民）問 2
- 文書 4 0 重要土地等調査法案の施行に向けた自衛隊施設周辺の区域指定の方針（案）について
- 文書 4 1 【内幕課長級会議 資料（案）】防衛省としての区域指定（自衛隊施設）検討の進め方等について
- 文書 4 2 自衛隊施設 区域指定案（20210512 作業中案）
- 文書 4 3 自衛隊施設の注視・特別注視区域の候補リストについて（令和 3 年 5 月 防衛省）
- 文書 4 4 当面の区域指定計画（案）について
- 文書 4 5 自衛隊施設 区域指定計画案（20210628 案）
- 文書 4 6 【内幕課長級会議 資料（案）】自衛隊施設の区域指定計画（案）について
- 文書 4 7 自衛隊施設 区域指定計画案（20210719 案）
- 文書 4 8 【内幕課長級会議 資料】自衛隊施設の区域指定計画（案）について
- 文書 4 9 自衛隊施設 区域指定計画案（20210916 案）

文書50 重要土地等調査法について（令和3年10月）
 文書51 2021年2月16日（火）報道等関連想定
 文書52 2021年2月19日（金）記者実問
 文書53 2021年2月26日（金）記者実問
 文書54 （大臣用）2021. 3. 5（金）参・予算委 佐藤正久君（自民）問10
 文書55 （大臣用）2021. 3. 5（金）参・予算委 佐藤正久君（自民）想定問
 文書56 2021年3月12日（金）報道等関連想定
 文書57 2021年3月23日（火）報道等関連想定
 文書58 2021年3月26日（金）報道等関連想定
 文書59 （大臣用）令和3年5月11日（火）衆・本会議 篠原豪君（立民）問
 文書60 （大西政務官用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 本多平直君（立民）問1
 文書61 （大西政務官用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 本多平直君（立民）問2
 文書62 （政府参考人用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 広田一君（立民）問1
 文書63 （政府参考人用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 広田一君（立民）問2
 文書64 （政府参考人用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 広田一君（立民）問3
 文書65 （政府参考人用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 広田一君（立民）問4
 文書66 （政府参考人用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 広田一君（立民）問5
 文書67 （政府参考人用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 広田一君（立民）問6
 文書68 （大西政務官用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 屋良朝博君（立民）問1
 文書69 （大西政務官用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 屋良朝博君（立民）問2
 文書70 （大西政務官用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 屋良朝博君（立民）問3
 文書71 （大西政務官用）令和3年5月21日（金）衆・内閣委 屋良朝博君（立民）問4

文書 7 2 (大西政務官用) 令和 3 年 5 月 2 1 日 (金) 衆・内閣委 後藤祐一君 (立民) 問

文書 7 3 (副大臣用) 令和 3 年 5 月 2 6 日 (水) 衆・内閣委 篠原豪君 (立民) 問

文書 7 4 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 6 日 (水) 衆・内閣委 阿部知子君 (立民) 問

文書 7 5 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 6 日 (水) 衆・内閣委 今井雅人君 (立民) 問 1

文書 7 6 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 6 日 (水) 衆・内閣委 今井雅人君 (立民) 問 2

文書 7 7 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 6 日 (水) 衆・内閣委 今井雅人君 (立民) 想問

文書 7 8 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 6 日 (水) 衆・内閣委 赤嶺政賢君 (共産) 問 1

文書 7 9 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 7 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 2

文書 8 0 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 7 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 3

文書 8 1 (大臣用) 令和 3 年 5 月 2 7 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 4

文書 8 2 (大臣用) 令和 3 年 5 月 2 7 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 5

文書 8 3 (大臣用) 令和 3 年 5 月 2 7 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 6

文書 8 4 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 8 日 (金) 衆・内閣委 足立康史君 (維新) 想定問 1

文書 8 5 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 8 日 (金) 衆・内閣委 足立康史君 (維新) 想定問 2

文書 8 6 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 8 日 (金) 衆・内閣委 足立康史君 (維新) 想定問 3

文書 8 7 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 8 日 (金) 衆・内閣委 足立康史君 (維新) 想定問 4

文書 8 8 (副大臣用) 令和 3 年 5 月 2 8 日 (金) 衆・内閣委 阿部知子君 (立民) 問 1

文書 8 9 (副大臣用) 令和 3 年 5 月 2 8 日 (金) 衆・内閣委 阿部知子君 (立民) 問 3

文書 9 0 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 2 8 日 (金) 衆・内閣委 赤嶺政賢君 (共産) 問

- 文書 9 1 令和 3 年 6 月 1 日（火）幹事社問
- 文書 9 2 （大臣用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 4
- 文書 9 3 （大臣用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 5
- 文書 9 4 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 6
- 文書 9 5 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 7
- 文書 9 6 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 8
- 文書 9 7 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 9
- 文書 9 8 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 0
- 文書 9 9 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 1
- 文書 1 0 0 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 2
- 文書 1 0 1 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 3
- 文書 1 0 2 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 4
- 文書 1 0 3 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 5
- 文書 1 0 4 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 6
- 文書 1 0 5 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 7
- 文書 1 0 6 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 8
- 文書 1 0 7 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 1 9
- 文書 1 0 8 （大臣用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 2 0
- 文書 1 0 9 （大臣用）令和 3 年 6 月 1 日（火）参・外防委 小西洋之君（立憲）問 2 1

文書 1 1 0 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 2 日 (水) 衆・内閣委 塩川鉄也君 (共産) 問

文書 1 1 1 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 大塚耕平君 (民主) 問 1

文書 1 1 2 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 大塚耕平君 (民主) 問 3

文書 1 1 3 (大臣用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 大塚耕平君 (民主) 問 4

文書 1 1 4 (大臣用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 伊波洋一君 (沖縄) 問 7

文書 1 1 5 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 5

文書 1 1 6 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 6

文書 1 1 7 (大臣用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 7

文書 1 1 8 (大臣用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 8

文書 1 1 9 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 9

文書 1 2 0 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 0

文書 1 2 1 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 1

文書 1 2 2 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 2

文書 1 2 3 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 3

文書 1 2 4 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 4

文書 1 2 5 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 5

文書 1 2 6 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 6

文書 1 2 7 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 7

文書 1 2 8 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 8

文書 1 2 9 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 1 9

文書 1 3 0 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 2 0

文書 1 3 1 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 2 1

文書 1 3 2 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 2 2

文書 1 3 3 (大臣用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 2 3

文書 1 3 4 (大臣用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 小西洋之君 (立憲) 問 2 4

文書 1 3 5 (大臣用) 令和 3 年 6 月 4 日 (金) 参・本会議 木戸口英司君 (立憲) 問 1

文書 1 3 6 (大臣用) 令和 3 年 6 月 4 日 (金) 参・本会議 木戸口英司君 (立憲) 問 2

文書 1 3 7 (大臣用) 令和 3 年 6 月 4 日 (金) 参・本会議 木戸口英司君 (立憲) 問 3

文書 1 3 8 (大臣用) 令和 3 年 6 月 4 日 (金) 参・本会議 田村智子君 (共産) 問 1

文書 1 3 9 (大臣用) 令和 3 年 6 月 4 日 (金) 参・本会議 田村智子君 (共産) 問 2

文書 1 4 0 (松川政務官用) 令和 3 年 6 月 8 日 (火) 参・内閣委 山添拓君 (共産) 問 2

文書 1 4 1 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 8 日 (火) 参・内閣委 山添拓君 (共産) 問 4

文書 1 4 2 (松川政務官用) 令和 3 年 6 月 8 日 (火) 参・内閣委 矢田わか子君 (民主) 問 1

文書 1 4 3 (松川政務官用) 令和 3 年 6 月 8 日 (火) 参・内閣委 矢田わか子君 (民主) 問 2

文書 1 4 4 (松川政務官用) 令和 3 年 6 月 8 日 (火) 参・内閣委 矢田わか子君 (民主) 問 3

文書 1 4 5 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 8 日 (火) 参・内閣委 高木かおり君 (維新) 問

文書 1 4 6 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 8 日 (火) 参・内閣委 高野光二郎君 (自民) 問 1

文書 1 4 7 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 8 日 (火) 参・内閣委 高野光二郎君 (自民) 問 2

文書 1 4 8 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 8 日（火）参・内閣委 吉川沙
織君（立憲）問

文書 1 4 9 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 8 日（火）参・内閣委 吉川沙
織君（立憲）問

文書 1 5 0 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委 田村
智子君（共産）問 1

文書 1 5 1 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委 田村
智子君（共産）問 2

文書 1 5 2 （松川政務官用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委 矢田
わか子君（民主）問

文書 1 5 3 （大臣用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防委連合
審査会 井上哲士君（共産）問 1

文書 1 5 4 （大臣用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防委連合
審査会 井上哲士君（共産）問 2

文書 1 5 5 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 1

文書 1 5 6 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 2

文書 1 5 7 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 3

文書 1 5 8 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 4

文書 1 5 9 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 5

文書 1 6 0 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 6

文書 1 6 1 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 7

文書 1 6 2 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 8

文書 1 6 3 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 9

文書 1 6 4 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 1 0

文書 1 6 5 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 1 1

文書 1 6 6 （大臣用）令和 3 年 6 月 1 0 日（木）参・内閣委、外防委連合
審査会 小西洋之君（立憲）問 1 2

文書 167 (大臣用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委、外防委連合
審査会 小西洋之君 (立憲) 問 13

文書 168 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君 (立憲) 問 14

文書 169 (大臣用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委、外防委連合
審査会 小西洋之君 (立憲) 問 15

文書 170 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君 (立憲) 問 16

文書 171 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君 (立憲) 問 17

文書 172 (大臣用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委、外防委連合
審査会 小西洋之君 (立憲) 問 18

文書 173 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君 (立憲) 問 20

文書 174 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君 (立憲) 問 21

文書 175 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委 石川
博崇君 (公明) 問

文書 176 令和 3 年 6 月 15 日 (火) 記者実問

文書 177 令和 3 年 7 月 2 日 (金) 報道等関連想定

文書 178 在日米軍施設・区域の例示

文書 179 (副大臣用) 2021. 3. 19 (金) 衆・外務委 杉本和巳
君 (維新) 問 1

文書 180 議事録

文書 181 重要土地等調査法案の概要

文書 182 (政府参考人用) 2021. 4. 6 (火) 衆・安保委 屋良朝
博君 (立民) 問 1

文書 183 米軍横須賀海軍施設隣接地について (令和 3 年 4 月 13 日)

文書 184 米軍横須賀海軍施設隣接地について (令和 3 年 4 月 14 日)

文書 185 普天間飛行場周辺図

文書 186 (大西政務官用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 屋良
朝博君 (立民) 問 5

文書 187 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 26 日 (水) 衆・内閣委 赤嶺
政賢君 (共産) 問 2

文書 188 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 3 日 (木) 参・外防委 大塚耕
平君 (民主) 問 2

文書 189 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 参・内閣委 田村
智子君 (共産) 問 3

- 文書 190 重要土地等調査法について（防衛施設周辺における土地取得問題に係る対応）令和 3 年 7 月
- 文書 191 重要土地等調査法に基づく在日米軍施設・区域周辺における区域指定について 令和 3 年 9 月 2 日
- 文書 192 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 10 日（木）参・内閣委、外防委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 19（1）
- 文書 193 （政府参考人用）令和 3 年 6 月 10 日（木）参・内閣委、外防委連合審査会 小西洋之君（立憲）問 19（2）
- 文書 194 6 月 10 日 参・内閣委、外防委連合審査会 小西君 答弁起こし 問 19（抄）
- 文書 195 参考【set】【リバイス】土地調査法案想定集（在日米軍施設の区域指定について）
- 文書 196 令和 3 年 12 月 24 日（金） 報道等関連想定
- 文書 197 令和 4 年 2 月 8 日（火） 報道等関連想定
- 文書 198 重要土地等調査法の施行後における各地方防衛局等の業務について－地方防衛局 施設管理課長等会議資料－ 令和 4 年 2 月 10 日
- 文書 199 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）事務連絡
- 文書 200 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）概要
- 文書 201 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）要綱（施行日政令）
- 文書 202 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）案文・理由（施行日政令）
- 文書 203 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）参照条文（施行日政令）

- 文書 2 0 4 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）法律要綱（施行日政令）
- 文書 2 0 5 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）要綱（審議会令）
- 文書 2 0 6 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）案文・理由（審議会令）
- 文書 2 0 7 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）参照条文（審議会令）
- 文書 2 0 8 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）要綱（組織令）
- 文書 2 0 9 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）案文・理由（組織令）
- 文書 2 1 0 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）新旧対照表（組織令）
- 文書 2 1 1 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）参照条文（組織令）
- 文書 2 1 2 令和 4 年 3 月 1 5 日（火） 報道等関連想定
- 文書 2 1 3 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）事務連絡
- 文書 2 1 4 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）基本方針案

- 文書 2 1 5 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）質問・意見様式
- 文書 2 1 6 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内照会用事務連絡
- 文書 2 1 7 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内照会用事務連絡 回答ひな型
- 文書 2 1 8 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答 1
- 文書 2 1 9 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答 2
- 文書 2 2 0 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答 3
- 文書 2 2 1 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答 4
- 文書 2 2 2 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答 5
- 文書 2 2 3 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答 6
- 文書 2 2 4 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答 7
- 文書 2 2 5 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答 8
- 文書 2 2 6 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答 9

文書 2 2 7 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
1 0

文書 2 2 8 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
1 1

文書 2 2 9 【各幕等説明資料】重要土地等調査法の施行に向けた対応等について

文書 2 3 0 令和 4 年 7 月 1 5 日（金） 報道等関連想定

文書 2 3 1 重要土地等調査法について（令和 4 年 7 月）

別表（原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	本件対象文書		不開示とした部分	不開示とした理由
1	原処分6、原処分8及び原処分9	文書3及び文書30	1枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2	原処分10及び原処分11	文書3及び文書30	1枚目の一部	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	原処分12			国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	原処分6及び原処分8ないし原処分12	文書12	1枚目の一部	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

4	原 処 分 6 及 び 原 処 分 8 な い し 原 処 分 1 1	文 書 1 4 な い し 文 書 2 2 及 び 文 書 2 4 な い し 文 書 2 7	1 枚 目 の 一 部	国 の 機 関 が 行 う 事 務 に 関 す る 情 報 で あ り 、 こ れ を 公 に す る こ と に よ り 、 当 該 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る こ と か ら 、 法 5 条 6 号 柱 書 き に 該 当 す る た め 不 開 示 と し た 。
	原 処 分 1 2			国 の 機 関 が 行 う 行 政 事 務 に 関 す る 情 報 で あ り 、 こ れ を 公 に す る こ と に よ り 、 当 該 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る こ と か ら 、 法 5 条 6 号 柱 書 き に 該 当 す る た め 不 開 示 と し た 。
5	原 処 分 6 及 び 原 処 分 8 な い し 原 処 分 1 1	文 書 2 8 及 び 文 書 2 9	1 枚 目 及 び 2 枚 目 の そ れ ぞ れ 一 部	国 の 機 関 が 行 う 事 務 に 関 す る 情 報 で あ り 、 こ れ を 公 に す る こ と に よ り 、 当 該 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る こ と か ら 、 法 5 条 6 号 柱 書 き に 該 当 す る た め 不 開 示 と し た 。
	原 処 分 1 2			国 の 機 関 が 行 う 行 政 事 務 に 関 す る 情 報 で あ り 、 こ れ を 公 に す る こ と に よ り 、 当 該 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る こ と か ら 、 法 5 条 6 号 柱 書 き に 該 当 す る た め 不 開 示 と し た 。
6	原 処 分 1 3	文 書 1 9 9	1 枚 目 の 一 部	国 の 機 関 が 行 う 事 務 に 関 す る 情 報 で あ り 、 こ れ を 公 に

	原 処 分 1 4	文 書 2 1 3、文書 2 2 1、文書 2 2 2、文 書 2 2 4 及 び文書 2 2 6	1 枚目の一部	することにより、当該事務 の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあることから、 法 5 条 6 号柱書きに該当す るため不開示とした。
7	原 処 分 8 及 び 原 処 分 9	文書 3 9、 文書 5 5、 文書 6 0、 文書 6 1、 文書 6 7、 文書 6 8、 文書 7 0、 文書 7 4、 文書 7 6、 文書 8 2、 文書 8 9、 文書 9 0、 文書 1 4 1	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、 これを公にすることにより、 特定の個人を識別する ことができ、個人の権利利 益を害するおそれがあると ともに、国の機関が行う事 務に関する情報であり、こ れを公にすることにより、 当該事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるこ とから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不 開示とした。
	原処分 1 0	ないし文書 1 4 3、文 書 1 4 6、 文 書 1 4 8、文書 1 8 2 及び文 書 1 8 6		個人に関する情報であり、 特定の個人を識別すること ができ、又は特定の個人を 識別することはできない が、公にすることにより、 なお個人の権利利益を害す るおそれがあるとともに、 国の機関が行う事務に関す る情報であり、これを公に することにより、当該事務 の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあることから、 法 5 条 1 号及び 6 号柱書き

				に該当するため不開示とした。
	原処分 1 1			個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	原処分 1 2 ないし原 処分 1 4			個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
8	原処分 8 ないし原 処分 1 1	文書 3 9	4 枚目ないし 7 枚目のそれ ぞれ一部	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
		文書 7 2	4 枚目の一部	
		文書 1 8 8	9 枚目の一部	
	原処分 1 2 ないし原	文書 3 9	4 枚目ないし 7 枚目のそれ ぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を
		文書 7 2	4 枚目の一部	

	処分 1 4	文書 1 8 8	9 枚目の一部	及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
9	原処分 8 ない し原処分 1 4	文書 4 0	2 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ一部	国の機関の内部における検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれ、国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
			3 枚目、4 枚目、8 枚目及び 9 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
			1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	原処分 9 ない し原処分 1 4	文書 4 1	1 枚目、8 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ一部	
			1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
			1 枚目の一部	
	原処分 1 0 ない し原処分 1 4	文書 4 8	1 枚目の一部	
	原処分 1 4	文書 2 2 9	2 枚目、3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
			4 枚目のページ番号を除く全て	
1 0	原処分 8 ない	文書 4 0	5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ	自衛隊の施設に係る情報であり、これを公にすること

	し原処分 1 4		ぞれページ番号を除く全て	により、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれ、国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
		文書 4 1	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
		文書 4 2	1 枚目ないし 2 1 枚目のそれぞれ一部	
		文書 4 4	2 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ一部	
			3 枚目ないし 7 枚目、9 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	
		文書 4 5	1 枚目ないし 4 8 枚目のそれぞれ一部	
	原処分 9 ないし原処分 1 4	文書 4 6	2 枚目ないし 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	
			6 枚目の一部	
		文書 4 7	1 枚目ないし 5 3 枚目のそれぞれ一部	
	原処分 1 0 ないし原処分 1 4	文書 4 8	2 枚目ないし 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	

			6 枚目の一部	
		文書 4 9	1 枚目ないし 5 3 枚目のそ れぞれ一部	
		文書 5 0	1 3 枚目ない し 1 7 枚目の それぞれ一部	
1 1	原処分 8 ない し原処 分 1 4	文書 1 8 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞ れ一部	他国に関する情報であり、 これを公にすることによ り、他国との信頼関係が損 なわれ、ひいては我が国の 安全を害するおそれがある ことから、法 5 条 3 号に該 当するため不開示とした。
1 2	原処分 9 ない し原処 分 1 1	文書 1 9 0	5 枚目ないし 9 枚目のそれ ぞれ一部	国の機関の内部における検 討又は協議に関する情報で あり、これを公にすること により、率直な意見の交換 や意思決定の中立性が不当 に損なわれ、国民の間に混 乱を生じさせるおそれがあ るとともに、国の機関が行 う事務に関する情報であり 、これを公にすることによ り、当該事務の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあ ることから、法 5 条 5 号 及び 6 号柱書きに該当する ため不開示とした。
	原処分 1 0 及 び原処 分 1 1	文書 1 9 1	1 枚目の一部	
	原処分 1 2 な いし原 処分 1 4	文書 1 9 0	5 枚目ないし 9 枚目のそれ ぞれ一部	国の機関の内部における検 討又は協議に関する情報で あり、これを公にすること により、率直な意見の交換 や意思決定の中立性が不当 に損なわれ、国民の間に混 乱を生じさせるおそれがあ るとともに、国の機関が行
		文書 1 9 1	1 枚目の一部	
		文書 1 9 8	6 枚目ないし 9 枚目のそれ ぞれ一部	

				う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	--	--	--

※当審査会事務局において整理した。